

鳥羽志勢広域連合臨時職員登録希望者の募集について

鳥羽志勢広域連合では、平成 30 年度任用の臨時職員登録希望者を募集します。

登録職種及び賃金

職 種	賃金（日額）	賃金（時給）
一般事務補助	6,590 円	850 円

※ただし、鳥羽志勢広域連合臨時的任用職員の取扱いに関する規則（平成 16 年規則第 4 号）による。

応募資格

1. 学校在学者を除き、平成 30 年 3 月 31 日現在満 18 歳以上で、原則として鳥羽志勢広域連合管内（鳥羽市・志摩市・南伊勢町）に住所を有し、地方公務員法欠格条項に該当しない人

任 用

1. 登録期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとし、平成 30 年 4 月 1 日以降、必要が生じたときに登録者の中から、選考により任用します。
ただし、登録されても任用されない場合があります。（この登録は採用を保証するものではありません。）
2. 任用期間は、最長 6 か月とし、さらに 6 か月の任用更新をする場合があります。

勤 務 日 数 1 か月に 20 日程度を原則とします。

勤 務 地 志摩市磯部町迫間 22 番地 鳥羽志勢広域連合事務所
 ・総 務 課 （議会・監査・財政・出納事務）
 ・介護保険課 （介護認定審査会・要介護認定事務）
志摩市磯部町山田 800 番地 やまだエコセンター
 ・環 境 課 （ごみ処理施設の管理・運営事務）
鳥羽市白木町 247 番地 10 鳥羽志勢クリーンセンター
 ・衛 生 課 （し尿処理施設の管理・運営事務）

勤 務 条 件 等

1. 各 種 保 険：健康保険・厚生年金保険・雇用保険などに加入します。
2. 通 勤 手 当：鳥羽志勢広域連合の定める基準により支給します。
3. 有 給 休 暇：鳥羽志勢広域連合の定める基準により付与します。
4. 公務災害補償：公務中の災害により負傷等した場合には、労災その他公務災害補償を行います。

申 込 手 続

任用登録申込書を、鳥羽志勢広域連合総務課へ提出してください。

なお、任用登録申込書は、鳥羽志勢広域連合総務課にて受取り、または鳥羽志勢広域連合ホームページからダウンロードしてください。

申 込 期 限 随時

〔 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
（ただし土日祝日は除く） 〕

問 い 合 わ せ

志摩市磯部町迫間 22 番地

鳥羽志勢広域連合 総務課（電話 0599-56-1030 FAX 0599-56-1023）